

2009年4月10日

企業会計基準委員会 御中

『連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理』の公表」に対する意見

有限責任中間法人流動化・証券化協議会
会計小委員会

貴委員会において平成21年2月6日付で公表された『連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理』の公表」に関しまして、下記のとおり意見申し上げます。なお、本意見書は、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、当小委員会の責任において検討・取りまとめが行われたものですが、当小委員会メンバーを含む当協議会メンバーは、オリジネーター、アレンジャー、信託受託者、投資家、弁護士、公認会計士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わっているため、個々の意見については、それぞれの立場において本書に記載の意見とは異なる意見を有する可能性がありますこと、あらかじめご了承ください。

記

1. 特別目的会社の取扱いを削除するかどうかについて

・本論点整理第56項から第60項において、「一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い」を削除することが考えられるが、引き続き検討することとする、との記載がある。

(意見①)

財規第8条第7項見直しにあたっては、SPCが連結された後においても、英国基準で認められている結合表示(linked presentation)のように、実質的にオリジネーターがリスクを負担しないノンリコース部分については、オリジネーターの連結決算において相殺または間接控除ができるような手当を同時に検討していただきたい。

(理由)

金融商品会計基準・不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理等におけるオフバランスの認識要件そのものが変わらず、SPC連結要件のみが厳格化されてしまうと、単体決算では引き続きオフバランス・譲渡損益認識を継続し、連結決算においてそれを再度オンバランス・譲渡損益消去を行う結果となっており、個別・連結決算での乖離が大きくなる可能性がある。また、譲渡益が発生するケースでは、SPCとオリジネーター間では資本関係がなく連結納税は適用できないことから、当該譲渡益がオリジネーターの課税所得を構成することとなり、税負担も増加してしまう。

(意見②)

連結の議論と金融資産の消滅の議論は同時になされるべきであり（米国的に金融資産の消滅の後に連結の議論を行うのか、国際会計基準のように連結の議論を先に行いその後金融資産の消滅を確認するのもも含めて）、時間的制約等理解は出来るもののSPCの連結のみが今回基準化された結果、実務において当該基準に抵触しないストラクチャーを組成したとしても後に金融資産の消滅や不動産の流動化に係る基準等の改正により、結果オフバランスが認められないような事象が生じ、証券化関係者の今回の努力が無駄になるようなことがないようご配慮いただきたい。

(意見③)

財規第8条第7項を使っている場合のフルサポート流動化プログラムはスポンサー金融機関の子会社に該当しない扱いとしていただきたい。

(理由)

財規第8条第7項を使っている場合のフルサポート流動化プログラムは、スポンサー銀行の個別財務諸表のバランスシート及び注記においてすでにプログラムの資産総額全額をコミットメントライン等として計上していることから、非連結とすることにおいて56項のような問題は考えにくい。実態的に37項(2)の考え方を援用できること、連結対象とすると業規制上の影響が大きいこと、などから、連結の範囲に含める必要がないのではないかと。

2. 支配力基準の具体的な適用基準について

・本論点整理、第66項、第67項において、支配力基準の具体的な適用について記載がある。

(確認)

例えば、ファンドマネージャーが資金を拠出していない状況においては、当該ファンドマネージャーは、資金拠出者のリターンのために活動していることから、第67項(1)より、一般的には、当該ファンドマネージャーはファンドを連結する必要はないとの理解で良いか。また、資産の運用成績に応じて受けとるファンドマネジメントの報酬が変動する場合であっても同様との理解で良いか。

(理由)

資産の運用成績に応じて受けとるファンドマネジメントの報酬が変動するファンドマネージャーの場合、支配力基準の適用において、検討が必要になると考えられるが、たとえば、以下のようなケースでは、ファンドマネージャーはファンドに支配力がないのではないかと考えられるため。ファンドマネージャーが資金を拠出していない状況において、受け取るファンドマネジメントの報酬が固定部分と資産の運用成績に応じて変動する部分から構成されている(ただしファンドマネジメントの変動部分はマイナスにはならない)ファンドマネージャーの場合、ファンドマネージャーはファンドの損失を負担しないこととなる。この場合、ファンドマネージャーがファンドの利益の過半を報酬で受け取るなど、明らかにファンドがファンドマネージャーのために設立されたと考えられる場合を除き、ファンドマネージャーにファンドの支配力はないのではないかと考える。

3. 関連会社に該当するかどうかについて

・本論点整理、第68項、第69項において、特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについて記載がある。

(意見・確認)

特別目的会社は、「特別・特殊」な会社であるため、一般の会社と必ずしも同様に扱う必要はないと思われる。特に、流動化のSPCは、損益ゼロが一般的であり、コストをかけて当該SPCを関連会社として扱うべき理由に乏しいと思われるが、欧米においても特別目的会社を関連会社として扱う方向で検討されているのか確認したい。関連会社の基準を設ける等するのであれば、第67項と同様の手当てをお願いしたい。

以上